

の ような市町村を含めた歳入序構想に対する予防
線が張つてあるよう見えてるわけです。市町村
の、地方自治体の機能を重視するといったような
ことが書いてありますし、消費税に関しましても
地方自治体の徴税を重視すると書いてあります
が、例えば地方消費税に関して、今、国税は
一緒に集めていますけれども、これを地方自治体
が別途集めるといったことが納税者にとっての二
重負担にならないかと、といったことが真剣に検討さ
れて、そういうことが書き込まれるべきである
と思います。

以上 まとめますと 私が今気になりますのは
ボストーク改革です。この一体改革が終わっても
財政健全化の最終ゴールが全く見えてこない、そ
れを潰すようなことがあつてはいけない。消費税
率は必ず引き上げをして、ボストーク改革に向け
て我々国民が、そういうことがあるのだなと、そ
の必要性をきちんと実感できるようにするという
ことが重要であるかと思ひます。

○中井委員長 ありがとうございました。
次に、森信参考人にお願いいたします。

〔委員長退席、笛木委員長代理着席〕
○森信参考人 おはようございます。中央大学法
学科の森信一。

最初に、社会保障・税一体改革、今、大綱で出しておりますが、この評価でござります。

私としましては、高齢化に伴う社会保障安定財源の確保と、それから先進国最悪の財政状況から

挙げてからの貿易確保、貿易再建といふ二つの同時解決を目指すということは、我が国の置かれた状況を解決の方向に向かわせる第一歩として評

価したいというふうに思います。

提言したいというふうに思つております。

す。それから二番目に、番号制度の導入、これを国民の利便にどうやって使っていくかということを申したいと思います。それから三番目に、年金に関しまして、今までの年金の議論が公的年金に集中している、しかも基礎年金に集中している、しかし、年金制度というのはもつと広く、企業年金あるいは私の年金も含めての議論であるべきだから、ふうに考えておりますので、そういう観点から、私の日ごろ提言しております日本版IRAというものを御紹介したいと思います。

二ページ目でございますが、まず給付つき税額控除、これは今回の大綱で、ここに書いてございますが、「給付つき税額控除の導入に向け検討を進めます。」というふうに書かれたわけでございま

この給付つき税額控除というのは、大綱では逆進性対策、消費税の引き上げに伴います低所得者対策として導入するというふうに書いてございまが、もともとこれは、アメリカあるいはイギリスなどから、このようにして導入されたものであります。

ではいわれる「ノーブル・ジョブ」というんでしょ。か、勤労インセンティブを与えるための制度でございまして、働けばその所得に応じて一定の給付

を国が行う、それによつて働くインセンティブをつけていくといふ、いわゆるウエルフエアから

「一ヶ月でエアヘ あるいはセーブティーネットからトランボリンへ」という大きな政策の流れの中できつた政策ツールでございます。

したがいまして、我が国への導入に当たりましては、単に逆進性対策というだけではなくて、勤

労税額控除あるいは子育ての経済支援としての児童税額控除という形でぜひ検討をしていただきたいと思っております。

次のページに「給付付き税額控除の四類型」というふうに書いてございますが、第一類型が勤労税

額控除、これはクリントン・ブレアのワーケープニア思想というのが有名でございます。それから第二類型は児童税額控除、これは勤労税額控除に加えてアメリカでもイギリスでも入っております。

第三類型は、社会保険料を相殺する、勤労所得の

上乗せにより社会保険料の未納を防いでいくうふうなことで、オランダ、実質的には韓国との制度だと思います。それから第四類型が逆対策というふうになつております。

次のページにアメリカの制度がちょっととつござります。このアメリカの制度、これは勤額控除でございますが、富士山の山のようにしております。一定の所得、これは二万数千ドゴございますが、主にその所得以下のところ上つていつて一定の金額になるというふうな税額控除が与えられるわけでございます。減ございますが、減税できないところはこれをしていくというふうな形で、しかも、子供の応じて、家計の類型に応じて給付額が変わることでございます。

それから五ページ目でございますが、これナダで入れております逆進性対策としての、つき税額控除でございまして、これは三万ちょっととのところまでの人に、基本的に、そく家庭の消費する基礎的な支出、食料支出を中心とする基礎的な支出にかかる消費税額を一律としていくわけでございます。

これで一つ注目いただきたいのは、単身者ところで右肩上がりになつているんですね。ちと単身者のところで右肩上がりになつてしま給付額が。これが、勤労税額控除の要素が逆対策の給付つき税額控除の中にも入つていうことでございます。したがつて、こういうからも御検討いただきたいというのが第一点ございます。

二番目は、次のページでございますが、税会保障共通番号、これを今回、これは一体改はまた別かもしれません、導入されるといとで今法案が出ておりますが、これにつきて、私は、番号制度を入れる以上は、国民の向上、受益の向上という観点からいろいろの方を考えるべきではないかというふうに考おります。

ここで、三つの使い方を持つてきています。

一番最初は、記入済み申告制度と言われるものです。これは北欧とかフランス等々でもう既に導入されている制度ですが、税務当局が番号をつけて、あらかじめ個人の情報を把握しているわけでございますから、それを年一回の申告の前に、いわゆるマイポータルに全部打ち返してくる。申告書の中に、あなたは去年の給与所得がこれだけ、源泉徴収額がこれだけ、それから年金所得がこれだけ、源泉徴収額がこれだけ、あるいは雑所得はこれだけ、源泉徴収がこれだけというふうに打ち返してくる。それを納税者はチェックをするだけで、サインをして申告になる、チェックをして郵送することによって申告になるという制度でございます。まして、これは非常に納稅利便の高い制度でございます。マイポータル等々が入るのであれば、こういうことも可能になると思っております。

それから二番目に、それをもう少し進めまして、今度はe-Taxと組み合せますと、いわゆる自主申告制度、アメリカとか諸外国がとつておりますが、こういった制度も可能になるのではないかというふうに考えます。

今年の年末調整というのは非常に便利な制度でございますが、一方で、家族に関する情報のプライバシーの問題、こういった問題が引き起こされていると思いますので、これをうまく記入済み申告制度も活用しながら、e-Taxで個人の税額を自分で確定していく。この場合、もちろん、全員が申告するといっても、アメリカのようにいわゆる概算控除を設けますと、選択的にそれを超える人たちだけが自分の経費を申告していくというふうになります。

ちなみに、平成二十四年度税制改正、これはまだこれからだと思いますが、この法案の中に、今回、特定支出控除の拡大ということで、サラリーマンのいろいろな経費がいわゆる所得控除ができるという形で予定されておりますので、そういうことをもあわせて考えますと、e-Taxと組み合わせますと自主申告制度が可能になるのではないかというふうに考えております。

話を聞きたいと思います。

今、細野参考人の方からも、出生率が一・二六が一・三五になつた、その前提が大きく変わつていくんじゃないか、これらをどういうふうに読み込んでいったらいいのかという投げかけがございましたけれども、この間、この予算委員会の中でも、人口の推移をどういうふうにこれから読んでいたらしいのか、その中で、社会保障、どれくらい変えていったらいいのかという議論がされております。

我が国歴史開闢以来、太平洋戦争というような例外はありますけれども、人口が減つたことがない。しかも、この百年間に九千万人も人口爆発、また百年の間に九千万人減少するなどというようになりますと、胴上げ方式から肩車へといふやうな例え話もありますけれども、そもそも、人口がどんどん急増しているときにつくった仕組みがそのまま、ある程度手直しをすればこのトレンドの中でも考えられるというような状況じゃないんじゃないかというふうに誰もが感じているんだと思うんです。

私はまちづくり等の仕事をしてまいりましたけれども、この五十年間で五千万人人口があふえた。毎年百万都市を一つずつつくりってきたというような計算になります。スマムもつくらないでよくできたものだと思うわけですが、これから五十年で、まさに毎年八十万の都市が一つずつ消えていっただやう、関東平野から人が一人もいなくなつちゃうというよくな、そうした変化の中ですのでも、この社会保障をどういうふうに考えていくか、というのは、当面どう手直しをするかということはもちろんあるんですけれども、先の時代をどういうふうに読むかということにひとえにかかるている、そんなふうに思います。

今、細野さんの方から、たくさんいろいろおもしろいお話を聞きしましたけれども、例えば五十年たつたときに、憲問答のような話ですが、社会保障というのは一体どうなんでしょう、高齢

者は一体どういう位置づけになるんでしょう

か。わかりやすく、一言でお話ししただければと思ふんですかね。

○細野参考人 一言でわかりやすくてすね。

そうですね、冷静に考えてみていただきたいのが、人間は基本的に今で考えるわけです。ところが、今、定年六十五になりつつありますけれども、もかつては定年が六十だつたり五十だつたりして、例えば今の六十歳定年とかという話でも、六十歳の人を見たつて物すごく元気なわけですかね。

人がどんどん元気になつて長生きしているような状況があるので、高齢者がふえるというふうに、先ほどの、六十五歳が何人でという話とかとくに、この社会保障をてこにして、何をどうなるかと、シニアの方とかでも、シニアの定義もまたいろいろあると思うんですけども、働ける人たちもたくさん出てくるわけなので、その意味では、高齢者が幾ら人口構成上ふえようとも、日本の活力というのまだまだそんなに失われるものではないというふうに考えております。

○若井委員 まさに細野参考人が今おっしゃつたことを、私も常々そのことを実感させていただいている。

実は、こうした社会というのが今始まつたわけじやない、例えは過疎、離島地域等をります。

一つは、年齢にかかわらず働きたい人は働く社

会であるかと思います。

今回の年金の支給開始年齢の引き上げがありま

して、それと定年延長が絡めて議論されますけれども、そうではなくて、働ければ、定年にかかわらず働けるような風土、そして社会システムが必要であると思います。

もう一つは、開国だと思います。

先ほど来、委員がおっしゃつたように、出生率の話が議題に上りましたけれども、先進国の中では、出生率とともに海外からの移民ですね、移民が人口増を支えておるわけです。これは、単に人をふやすためだけというのではなくて、海外から日本に魅力を持って来てくれるという日本にしてみが行なわれてきておりますので、そのことも今後の社会、日本全体がそういう状況になる中で大変に参考になるんじゃないかと私は考えておりま

す。

○若井委員 先般、この委員会の中でも議論がありましたけ

ども、七十過ぎたおばあちゃんたちが、もともとあれはイチヨウの葉っぱをドイツの製薬会社に

売るというような珍しいおばあちゃんがいたんですけども、大阪へもみじを売つたつてそれは同じことができるはずだということで、今やその村では基幹労働力がまさに七十代のおばあちゃんになつちやつて、そういう状況も出てきております。

そんなことで、先ほど西沢参考人の方からも、この辺の問題についていろいろ御提起があつたわけですが、幾つかキーワードを挙げて、これから社会、超高齢化社会と言つてもいいんですが、それが、我が国が生きていくとというプロセス、その中で、この社会保障をてこにして、何をどうするかと、シニアの方とかでも、シニアの定義もまたいろいろあると思うんですけども、働く人の意味でこにするかという意味もあると思うんですが、我が国が生きていくとという意味でこにするかという意味もあると思うんですね。

民主党では成長戦略などという言葉で言つていますが、私はワープ戦略とか変身戦略、そういうふうに考えなきやいけないと思うんですけど、その辺について御感想があればお聞かせくださいますようお願いいたします。

○西沢参考人 二つお答えしたいと思います。

一つは、年齢にかかわらず働きたい人は働く社

会であるかと思います。

今回の年金の支給開始年齢の引き上げがありまして、それと定年延長が絡めて議論されますけれども、そうではなくて、働ければ、定年にかかわらず働けるような風土、そして社会システムが必要であると思います。

もう一つは、開国だと思います。

先ほど来、委員がおっしゃつたように、出生率

の正直なところ、もう少し本来は引き上げペースが速かつた方がよかつたのではないかと思つておりますけれども、今となつては、これから急に変えるわけにいかないと思います。

ただ、諸外国の状況を見ますと、日本よりもまだ寿命が短い国であつても、やはり支給開始年齢は六十七、六十八、あるいは寿命の伸びに連動して一年当たりの年金を下げていくというような形の対応は見られておりますので、支給開始年齢の対応は見られておりますので、支給開始年齢は、今後の課題としては、なるべく早く、急に変えられては困ると思いますので、なるべく早く議論に入つた方がいいかと思います。

以上です。

○若井委員 それでは、ちょっと視点を変えまして、先ほど森信参考人のお話の中に、個人の金融資産を私の年金として活用していくべきだという

面があると思いますので、ほかの機会にぜひまたじっくり議論をさせたいと思います。

駒村参考人、先ほど概略的なお話をいただきました。

そこで、本当にありがとうございます。この間、先生の論調をいろいろ見せていただいております

けれども、今の生産年齢人口がうんと減つていく

ような社会の中で、これをどういうふうに持続的な制度として維持していくかというお話の中に、年金の支給開始年齢の見直しの議論、御提起をい

ただいておりますが、きょうはちょっと御意見の中にはありませんでしたけれども、少しその点についてお考えを聞かせていただければと思ひます。

ただいておりますが、きょうはちょっと御意見の中にはありませんでしたけれども、少しその点についてお考えを聞かせていただければと思ひます。

○駒村参考人 私の資料の二十一ページ目にも多少触れておりませんけれども、先ほどからもほかの方から答弁がありましたように、高齢化社会への対応としては、当然、高齢者の定義を見直す、生涯現役社会を目指すというのが長期的な目的としてあります。

その上で、支給開始年齢、現在、六十五歳を目指して動いているわけでありますけれども、このベースはこのベースでいいと思います。若干、私

が速かつた方がよかつたのではないかと思つておりますけれども、今となつては、これから急に変えるわけにいかないと思います。

ただ、諸外国の状況を見ますと、日本よりもまだ寿命が短い国であつても、やはり支給開始年齢は六十七、六十八、あるいは寿命の伸びに連動して一年当たりの年金を下げていくというような形の対応は見られておりますので、支給開始年齢

は、今後の課題としては、なるべく早く、急に変えられては困ると思いますので、なるべく早く議論に入つた方がいいかと思います。

以上です。

○若井委員 それでは、ちょっと視点を変えまして、先ほど森信参考人のお話の中に、個人の金融資産を私の年金として活用していくべきだという

お話がございました。私、先ほどちょっと過疎地

域等のお話を申し上げたんですけども、そうした地域の、一種の生産とか雇用とか、そういうことを考えてまいりますと、いわゆる定年世代といふものがないわけとして、非常にシームレスに、例えば六十五から七十五の間も、五十代から七十五までつないで連続的に働いているというような、そういう方々の比率が大変に高いと思うんですね。

私も、六十過ぎたら年金もらつてゴルフをやつて居るというような、そういう社会はもうこれからはどうとも想像ができないと思うのですが、そういう方々にもできれば働いていただきたい。ただ、通勤電車に乗つて毎日郊外の住宅地から都心に通う、そういうような時代じゃないと思います。

そういう意味で、先ほどの支給開始年齢を先へ延ばすとしても、その方々に働いてもらいつつ、先ほどのキーワードでいえば、自営業的な生活があるのは非正規的な生活者の比率が非常に高まつていくと思いますけれども、これらを年金制度の安定につなげていく最大のキーワードといいますか、その点について何か幾つか教えていただければ幸いです。

○森信参考人 今の御質問ですが、私は、やはりどんな職業についていても自分で所得の中の一定割合をきっちり積み立てていく、そこに政府が、国家が税金で優遇をしていく、インセンティブをつけた制度をつくることが基本的には自分で老後の生活も守っていくというふうな意識も高まると思いますので、そういう制度をつくつていくことが必要ではないか。そういう意味では個人型の積立の、職業にかかわらず、あるいは主婦の方でもそれができる、そういう制度をつくつしていくことが必要ではないかというふうに考えております。

○若井委員 ありがとうございます。今回のこの大綱の中には、歳入庁の話ですとか最低保障年金の話等についても提起があるわけで

すけれども、時間が参りましたので、これから的是非質疑の方々に委ねたいと思います。

本日は、大変ありがとうございます。

○笹木委員長代理 これにて若井君の質疑は終了いたしました。

次に、馳浩君。

○馳委員 おはようございます。自由民主党の馳浩です。

駒村さん、西沢さん、森信さん、細野さん、それぞれに本当に貴重な御意見をありがとうございます。

まず、細野さんにお伺いします。

私も高校生のときに細野さんのような方に年金問題について教えてもらつたら、私は未納が二ヵ月間ほどあるんですけども、そんなことをしなくて済んだと思うんですよ。私が未納になつたのは二回なんですね、二ヵ月分です。学校の教員からプロレスラーになつたときの切りかえ忘れ、もう一つが、プロレスラーのときに海外に武者修行に行つたときの切りかえ忘れが一回。

働き方によつて加入している制度が変わつてしまふ、申請主義である、そう考えると、転職して

も自動的に切りかえがされるようになつていると

若い人たちも安心するんじゃないかなと思うんです

が、いかがでしょうか。

〔 笠木委員長代理退席、委員長着席〕

○細野参考人 未納に関してはちょっといろいろお話ししたいこともありますけれども、今の自営業者と会社員という形で年金制度が分かれていることですよね。そもそもその意味合いが違うの

で、そこは分けていても構わないと思うんですけども、実際、消えた年金問題みたいな形のこと

はかつて起つたわけですよね。

ただ、そういう教訓も踏まえて、今は一応、一

人の基礎年金番号というものが存在するようになつっているんですね。つまり、どの職業、自営業になろうと会社員になろうと、常に一個の番号の中で管理されている状況になつているので、その意味では、ちゃんと一括でも管理されている

状況なので、そんなに心配は要らないんですね。

ただ、それも、一人一個の基礎年金番号だけだと不安だったのは、あくまでそついうデータを

持つてゐるのが國の方だけだったんですけども、ところが今は、ねんきんネットとかでどんど

ん世の中の情報化がちゃんと進んで、自分がどれだけ払つていてとかというのをそのねんきん不

トで確認できたり、その情報をきちっと共有でき

るような状況にもなつてきたので、だんだん、世の中の変化とともにそういう心配というのは減つ

ていつてゐるんじゃないかなというふうに考えま

す。

○馳委員 マイナンバー制度は私も賛成していま

す。情報漏れとか、いろいろやはり不安な部分は

あるんですけども、それを説明して解消しながら、やはり先ほど細野さんおつしやつたように、

未納、未加入は損だよ、将来もらえる、それも、所得保障というよりも生活保障に近い公的年金制度をみずから放棄するようなものだよということ

は、非常にわかりやすい論理でありました。

そうすると、マイナンバー制度を普及し、その上での、どういう働き方であろうとも、最低限は公的年金制度に入つているという安心感を与える必要があるんではないかという趣旨で申し上げたんですね。いかがでしょうか。

○細野参考人 私もそのとおりだと思います。

○馳委員 さて、予算委員会でも、先般の集中審議のときに、一度、民主党の新年金制度は、今回

の税と社会保障の一体改革の素案からちょっと切り離して、現行制度の修正案といいましょうか、

その手直し案、ここをやはり与野党でやるべきではないか、そのためにも具体的な制度設計をお出し

していただきたい、こういうふうに政府に対して申し上げる、こういう論調が目立ちました。

○馳委員 そうすると、マクロ経済スライドは

はり復活をさせる。すぐに復活させるとあれで

はなつておるかと思いますが、これは今すぐで

この新年金制度、一旦ちょっと切り離すという考え方について、では西沢参考人に御意見をいただきたいと思います。

○西沢参考人 今回の素案では、第一段階で現行制度の改善、第二段階の新年金制度が目指すところに従つて第一段階をすると言つていますので、

新年金制度を切り離すというのは、私はやや矛盾していると思うんですね。第二段階の目指すところに向かつて行つているという話ですから、やや矛盾しているというふうに思つております。

○馳委員 先ほど西沢参考人も最初におつしゃつた、目標すべきゴールをやはり見せる必要があるという議論ですね。おつしやるとおりだと私も

思いました。

そこで、財政健全化のゴールを目指すということ、とと社会保障の姿のゴールを目指すということ、どちらについて西沢さんは強調されたいんでしょ

うか、それとも、両方ということで私は受け取つていいんでしようか。

○西沢参考人 両方でございます。

ただ、时限的に、今、市場の環境を見ますと、財政健全化を目見る形で諸外国に示すといつたことは喫緊の課題であると思いますが、他方

で、年金に関しましても、マクロ経済スライドが機能していないといったことにより、年金の過剰な給付が発生して、積立金が減つております。こ

れは、特例水準が解消してから見直すという形になつておるかと思いますが、これは今すぐで

はなつておるかと思いますが、これは今すぐで

も、それは生活には実質的には何の変化もないんだからということで、ちゃんとそういう説明をすればわかつてくださると思うんですね。

ところが、単純に年金が減る、だからちょっと冗談じやないみたいな話というのは、まさに教育が機能していないところなので、そこら辺をちゃんと、名目と実質の違いというものもうちょっとわかりやすく国民に説明して説得するという努力は、与野党ともに必要なではないかなと思います。

○古屋(範)委員 ありがとうございました。

そのところ、国民への丁寧なわかりやすい説明がもっと必要であるという御指摘だったかと思います。

今、現行制度の補うべき点として、派遣労働者への厚生年金の拡大について言及されました。

駒村参考人にお伺いしたいと思います。先生も、第一段階の改革としては当面の改革である、そしてその先に、長期的な課題については議論のルールづくりをし、新逐年金制度を議論すべきと先ほどおっしゃられました。

実は被用者年金の一元化にいたしましても、それから短時間労働者、パート労働者への厚生年金の拡大、これは自公政権当時に既に法律にして提出をいたしておりました。そこは、共済との話し合いが、最後なかなか合意ができずに、確かに未熟という面もあったかと思います。しかし、一步前進ということで、そのとき法律をつくり、提出をいたしました。

そういたしますと、一年半たち、さまざまに議論の末に、自公政権のときのこの被用者年金、厚生年金、共済年金の一元化と短時間労働への厚生年金の拡大、ここにある意味戻ってきたということが言えようかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○駒村参考人 御指摘のとおりでございます。

先ほども資料の十四ページの図で説明しましたけれども、世界の大きな年金改革をやつた国でも、全く新しい年金を短期間でつくる、あるいは

移行できませんので、やはり、ある種の目標を立てて、そこに向かっての改革であり、当然、被用者年金の一元化とパートの適用拡大等はその一里塚という通り道であるというわけでございます。

○古屋(範)委員 結局、先ほど細野参考人からも御指摘がございました、二〇〇七年、私たちも被用者年金一元化、こういうことも考え、このときも中小企業ですか外食産業、スーパー等々、そこもさまざまやりとりがあり、非常に難しいと感じながらも、一歩踏み出したわけでございます。二年半たって、結局、自公の二〇〇七年に提出をしたここに戻ってきた、こういうお答えだつたかと存じます。

そこで、細野参考人にお伺いいたします。民主党案を含めた抜本改革についてのお考えをお伺いしたいと思っております。

民主党の年金案、政府の一体改革大綱では、抜本改革案の具体像というものは示されておりません。しかし、今回の国会でのさまざまな審議の過

程で、民主党の年金案の問題点というものは明らかになつてまいりました。多額の消費税が必要である、あるいは多くの世帯の給付が減つてしまふに私は考えます。

象徴的な話でいえば、まさに積立方式の企業年金でいうと、A—I投資顧問という問題が最近出てきているように、まさにあいいう問題が起ころう、あるいは自営業者の保険料負担がふえる、移行には非常に長期の年数がかかってしまう。岡田副総理も、バラ色の制度はないのだ、このようにおっしゃっています。

しかし、依然として、これはTBSの世論調査なんですが、年金、今の制度でよい、一五%、マニフェストどおり新しい年金制度に移行すべき、一二%、マニフェストとは別の大綱年金制度を検討すべきだ、七〇%。こういう、積立方式といふような言葉もまた出てきたり、抜本改革、何しろ今はダメで、新しいもの、このような空気といふものは、どうしてもあるんですけれども、こう

いふ色になるような幻想がいまだにあると思うんですけれども、そういう企年金とかのいろいろな実態とかを見てみれば、本当に、今後のインフレのリスクとかいろいろなものを考えて、いつたときに、相当危ない空気感にはあるな、教育的重要性をすごく感じます。

○古屋(範)委員 ありがとうございました。

私たち公明党は、二〇一〇年の十二月に、新しい福祉社会ビジョン、社会保障全体のビジョンを発表いたしました。その中では、当然でありますけれども、年金制度だけで全て解決するわけでは

円というあのキャッチコピーは、多分、本当に、政権交代が行われたら、すぐみんな七万円、までもらえるように思い込んでいたりしてましたんです。

ただ、実際、組んでみれば、全くそんなことはないし、だから、本当に抜本改革なんというものがそもそも存在しないんだということをちゃんとわかつてもらうために、とにかく民主党案というものを世の中に具体的にわかりやすく出していただきたい。それは本当に六月ぐらいというめどを切りながらやつてほしいというのが大きく一点ただきたい。それが本当に六月ぐらいというめどを切りながらやつてほしいというのが大きく一点ただきたい。私は、いろいろ合わせて経済成長を促進していく政策が必要だというふうに思つておりますが、それが果たしてどういうものか、非常に悩ましい点として出てきたんですけれども、何か賦課方式だと無理だけれども積み立てだつたらいいんじゃないかという、これもある種の幻想だというふうに私は考えます。

あと、もう一つ、積立方式というのが新たな論点として出てきたんですけれども、何か賦課方式だと無理だけれども積み立てだつたらいいんじゃないかという、これもある種の幻想だというふうに私は考えます。

象徴的な話でいえば、まさに積立方式の企業年金でいうと、A—I投資顧問という問題が最近出てきているように、まさにあいいう問題が起ころう、あるいは自営業者の保険料負担がふえる、移行には非常に長期の年数がかかってしまう。岡田副総理も、バラ色の制度はないのだ、このようにおっしゃっています。

しかし、依然として、これはTBSの世論調査なんですが、年金、今の制度でよい、一五%、マニフェストどおり新しい年金制度に移行すべき、一二%、マニフェストとは別の大綱年金制度を検討すべきだ、七〇%。こういう、積立方式といふような言葉もまた出てきたり、抜本改革、何しろ今はダメで、新しいもの、このような空気といふものは、どうしてもあるんですけれども、こう

いふ色になるような幻想がいまだにあると思うんですけれども、そういう企年金とかのいろいろな実態とかを見てみれば、本当に、今後のインフレのリスクとかいろいろなものを考えて、いつたときに、相当危ない空気感にはあるな、教育的重要性をすごく感じます。

○古屋(範)委員 ありがとうございました。

意見陳述の中でもおっしゃっていました、国民への理解、また、社会保障の教育が大事だということです。今回の政府の大綱は国民の理解を得られているかというと、私は、それは言いがたいと思つております。

一方で、北欧諸国のように高負担・高福祉、これは、理解が得られている國もあるけれども、我が国においてここがなかなか進んでいかない。若い世代からも、給付と負担の明確化が必要だと、私も多くの意見を伺つております。

最後、ここについて、教育、若い世代に特にどのようなことを国として進めていくべきなのか、

ない、住宅政策の充実でありますとかあるいは所得再配分機能強化、総合的な取り組みが必要だということをそのとき掲げました。

森信先生にお伺いいたします。

年金制度のほかにも、安定運用していくためには、経済対策、子育て支援、こうした総合的なものが必要だと思うんですが、それについての御意見をお伺いしたいと思います。

○森信参考人 今、年金以外の経済政策というごとで御質問いただきました。

私は、いろいろ合わせて経済成長を促進していく政策が必要だというふうに思つておりますが、それが果たしてどういうものか、非常に悩ましい

ところで御質問いただきました。

ただ、私が考えますのは、例えば、民間の資本とかノウハウとか知恵とか、そういうものが、

社会保障の医療とか介護とか、それからほかにも

農業とか、そういう分野に入つて、いくよう

に、規制が緩和されると同時に、その辺の民間資本の移動の自由性ができるような施策が必要では

ないかというふうに考えております。

だから、私が考えますのは、例えは、民間の資本とかノウハウとか知恵とか、そういうものが、

社会保障の医療とか介護とか、それからほかにも

農業とか、そういう分野に入つて、いくよう

に、規制が緩和されると同時に、その辺の民間資本の移動の自由性ができるような施策が必要では

ないかというふうに考えております。

○古屋(範)委員 先生のおっしゃった給付つき税額控除、私も、子育て支援とかあるいはワーカー

フェアを進める意味でも、ぜひこれは取り入れた

ないと考へておる一人でございます。

最後の質問になろうかと思います。また細野参

考人にお伺いしたいと思います。

意見陳述の中でもおっしゃっていました、国民

への理解、また、社会保障の教育が大事だとい

うことで、今回の政府の大綱は国民の理解を得られ

ているかというと、私は、それは言いがたいと

思つております。

一方で、北欧諸国のように高負担・高福祉、こ

れは、理解が得られている國もあるけれども、我

が国においてここがなかなか進んでいかない。若

い世代からも、給付と負担の明確化が必要だと、私も多くの意見を伺つております。

最後、ここについて、教育、若い世代に特にど

御意見を伺いたいと思います。

○細野参考人 非常に重たい質問だと思ひます
が、とにかく一言で言うなら、この国がなぜここまで年金不安が大きくなっているのかといふと、やはり、政治の道具に使われてしまつたという一言に多分尽きると思うんですね。

今回政権交代が起つたことでそういうあおるものになくなつたので、あとは、幻想がある限り教育が機能しない面もあるので、できるだけ早く、とにかく民主党の方に、具体的な案を出して、皆さんで議論していくつて白黒きちっとけていただきたいことが一つあります。

ただ、教育の方の現場としても、社会保障の教育推進に関する検討会において、来年度中に、とりあえずモデル校で、実際に高校の現場とかで社会保障教育を具体的に行って、できるだけわかりやすく、安心してできるような仕組み等々を説明していきたいと思っていますので、本当に政治も民間もあわせて頑張っていくべき課題なんだと思います。

○古屋(範)委員 大変にありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○中井委員長 これにて古屋さんの質疑は終了いたしました。

次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

駒村参考人、西沢参考人、森信参考人、そして細野参考人、きょうは、お忙しい中、貴重な御意見、ありがとうございました。

幾つか伺いたいのですが、一つは、概括的なことなんですねけれども、野田内閣が社会保障と税の一体改革ということで、消費税一〇%、そして社会保障については、年金、医療、保育などいろいろな分野で、高齢者にも現役世代にも、あるいは子供にも、負担増や給付削減を連続的に進めるという点で、国民の中で見ますと、不安と批判の声がかなりあると思うんです。そういう中で、それぞれ伺うと時間があれです

から、森信参考人と細野参考人に伺いたいんです

が、この一体改革についての評価、それぞれ参考人御自身の御意見も、先ほど、一歩ということも含めてあつたと思うんですけど、国民から見てこれが今どう受けとめられているというふうに見ていらっしゃるか。つまり、全体的に支持され

ているのか、あるいはそうでないのかという点で、どう見ておられるか。そして、どういう点でそう思つていらっしゃるか、お二人に端的に伺えればと思います。

○森信参考人 大変視点を変えた御質問なので、ちょっと戸惑いますが、確かに国民から見れば、消費税の税率が引き上がる、それから社会保険料も今回総体としては引き上がると思います、それから所得税も相続税も今後引き上げが予定されているということと、非常に負担増がばらばらと来るなどいうふうな感じが一方であるんだと思います。

他方で、これで社会保障の財源が曲がりなりに多少しがらは安定財源によって裏打ちされることがあるわけではないなという安心効果というんであります。それで社会保障の崩壊が起きたようか、そついたものも一方で生じているんではないかというふうに思います。

その二つが、どちらかというふうになつていてかくというのは、これから制度の詳細が詰められていくに従つてだんだんわかってくるんだと思うますが、いずれにしても、私は、今の財政状況を考えますと、どうしても、余り年金制度にお金を使うというよりは、やはり若者の、雇用している現役世代の方に、負担を少し軽くしながら、給付もいろいろ、勤労すれば給付をしていくとか、そういう形で経済支援をしていく方がいいんじゃないかなというふうに思つております。

○細野参考人 社会保障と税の一体改革における私の評価という話ですね……(笠井委員)国民がどう受けとめているか」と呼ぶ)国民がどのように思つて

思つてはいるか、これもやはり、まだその教育が行き届いていない部分が率直にあると思つています。

まず、その一つの大きな誤解として、消費税は国民の社会保障のために使われるというふうに決まつているわけなんですけれども、実際に、今の消費税五%というのは十二・八兆円ぐらいあるわけですから、それが全て社会保障に使われているという事実もありますし、今後、今回一体改

革で上げるということになった五%についても、社会保険に全て充てられるということはもう法律で決まつているわけなんです。そこら辺の話がまず余り国民に伝わっていない分、何か非常に誤解を招く要素になつてはいるなと思っています。

そこで、お願いしたいのが、内閣官房できちつと出している、二〇一一年度版の消費税が、今まで国と地方を合わせて十二・八兆円あり、高齢者三経費、あと、子育て支援とかの保育に係るお金ですよね、それも合わせて社会保障四経費、それと比べたときの差額というものをちゃんと見てもらいたいと思ってはいるんですね。それで見たときに、今自分たちが受けてる社会保障を維持するためにはやはりこれぐらい必要なんだないというところが見えるようになります。

○笠井委員 今の点については私ども意見がありますが、参考人の御意見として承つておきたいと

思います。

駒村参考人に伺いたいんですが、参考人は、国民年金の空洞化と国民健康保険の未納率の上昇と

いうのは共通の要因があるということを指摘され、非正規労働者の増加を挙げておられます。そして、社会保険料の企業負担について心配する声もあるけれども、日本は先進国の中では社会保険の企業負担は最も低い水準にあるということも指摘をされています。私、その点では同感であります。

そこで伺うんですけれども、とりわけ負担能力

の高

額所得者の負担をふやすということも一つのポイントになつてくるのかなというふうに思つんです

けれども、もちろん、それを社会保険料でやるの

か税でやるかという問題もありますが、そういう点での具体的な政策ないし制度設計については、考えておられることがあるでしょうか。

○駒村参考人 国民健康保険、国民年金、加入者の六、七割が同じ方たちであるという状況であります。国民年金の空洞化ばかり目につきますけれども、国民健康保険の空洞化もかなり進んでいます。

都道府県別データなどを見ますと、国民健康保険の空洞化と国民年金の空洞化が進んでいるところはほぼ同じ地域になっている。これは当然、その背景には非正規労働者の問題があるんだろう。まさに九〇年半ばからの非正規労働者の増加がこの背景にあるんだと思います。そういう意味では、健康保険も年金も、ともに非正規労働者への適用拡大によってこれを解消するのが、先進国どこでも、国民健康保険の空洞化もかなり進んでいます。

私の資料の十九ページの方にも、各国の被用者と自営業者の社会保険料の状況をお見せしております。自営業者についても、ほんどの国が、日

本のいわゆる年金の常識と異なりまして、所得比例年金になつてはいるというは世界の標準でござります。日本が例外的な国でございます。被用者についても、半分以上を事業主が負担しているという国が多くございまして、また、平均的にも日本の事業主負担は低い方になつてはいるということは事実としてあります。

そういう意味では、事業主への社会保険料の引き下げというような形あるいは適用を外すなんと

いう形は、実質的には社会保険のダンピングに近い状態でござりますので、このところは事業主としてきちんと世界標準に従つて負担していただくというのが道筋ではないかと思います。

高所得者については、所得税の方できちんと負

担していただかなければいけないかと思います。
以上です。

○笠井委員 西沢参考人に伺いたいと思うんです
が、参考人は、私も書かれたものを拝見したんで
すが、益税の発生原因として、九五%ルールと。
要するに、売り上げに占める課税売り上げの割合
が九五%以上であれば、仕入れにかかる消費税を
全て仕入れ税額控除ができるという制度が九五%
ルールだと思うんですが、その方が看過できない
ということ、その経済的メリットを受けている
のはむしろ大企業であるとの見方も出しているとい
う御指摘をされていると思います。

私も、そういう見方はそのとおりだと思うんで
すけれども、この指摘に対する大企業への効果的
な税制対策というのは、いかに阻止したらいか
くいうことで考えていらっしゃるか。あるいは、
構なんですが、いかがでしょうか。

○西沢参考人 今御指摘いただいたのは、例え
ば、会社が社宅などを建てたときに、その社宅は
消費税の仕入れ税額控除の対象から外せるという
ことが、大企業にむしろ税が残ってしまうという
九五%ルール、益税のことです。

今回、包括的に思いますが、消費税という税
目に対する議論が少なかったことであるかと思いま
す。消費税はとくに、益税といいますと、中小
企業が税を持ってしまっているという、中小企業
に対する批判として益税が出てくるんすけれど
も、そうではないというのが、例えば民主党の宮
崎先生などが御提起された問題であって、こう
いったものは、現実をしっかりと示して、大企業に
もきちんと課税していくことが必要であるかと思
います。

○笠井委員 駒村参考人に伺いますけれども、参
考人が「ワーキングプア・ボーダーライン層と生
活保護制度改革の動向」というのを書かれたのを
拝見しました。

そこで、伺うんですけども、いわゆるワーキ
ングプア・ボーダーライン層の現状から出発し
て、そういう層に対する緊急、中長期の対策の優
先項目というのはどのように考えていらっしゃる
かとお聞かせ願いたいということです。

○西沢参考人 震災で御苦労されている方々が多
数おられるということでありますけれども、それ
と消費税の関連におきましては、私は、この消費
税額の一般消費税であるという性格上、一旦負担
の仕方というのはどのように考えていらっしゃる
かとお聞かせ願いたいということです。

でしようか。端的に伺えればと思います。

○駒村参考人 生活保護を利用する資格のある方
はまず一時的に利用していただくというのが大事
かと思います。これは今、現行制度の問題でござ
いますけれども。それに加えて、やはり制度的に
は、生活保護制度の改革も必要。

特にこのワーキングプア・ボーダーラインとい
うのは、まさに働いている世代でございますの
で、私の方の資料でも、五の残された問題の方で
触れておりますけれども、やはり、求職者支援制
度との連携を強めていく、一体化を強めていくと
いう形で、いわゆるトランポリン機能、職業訓
練、あるいはまた職場に帰っていくという次の
チャансを保障する仕組みが必要だと思います。
それからもう一つは、一緒に寄り添つてサポー
トしてくれるようなスタッフ、あるいは施設、非
営利法人、こういったものも一方で用意しなけれ
ばいけないと思います。

○笠井委員 最後に、西沢参考人に伺いたいと思
うんです。

消費税増税の問題をめぐっては、いろいろな影
響の問題も指摘もされておりますが、これは言い
出すといろいろなことがあると思うんですねが、一
点だけ、端的になんですけれども、東日本大震災
から間もなく一年ということになります。被災地
でいいますと、復旧復興に向けた懸命の努力が続
けられているわけありますが、特に、生活とな
りわいの再建ということが一番の課題になつて、
立ち上がりがろうとしている被災者の方々にもこの消
費税増税というのは例外なくかかつてくるとい
うことです。

○西沢参考人 震災で御苦労されている方々が多
数おられるということでありますけれども、それ
と消費税の関連におきましては、私は、この消費
税額の一般消費税であるという性格上、一旦負担
の仕方は私はおかしい、間違っているということ
を最初から申し上げてきました。

なぜなら、社会保障と税というそのアプローチ
の仕方は、まさに、社会保障を受けたよう

していただき、その上で、例えば、復興に関する
予算措置でありますとか各家計の補助などで対応
していくといったことが筋であると思います。一
般消費税である限り、極力広くの方に一旦負担し
ていただくといったことであろうかと思います。

○笠井委員 この問題はなかなか大きな問題で、
例えば住宅をこれから再建、建てるというときには
なつても、相当な負担額になつてくるという問題
が出てくるので、その住宅再建支援の問題も含め
てどうするかというのはあります、消費税その
ものがどうなのかということも大きく問題になつ
てくるというふうには思つております。

きょうは、参考人の皆さんに貴重な御意見とそ
してお答えをいただきまして、ありがとうございました。
○中井委員長 これにて笠井君の質疑は終了いた
しました。

次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎でございま
す。

私は、同じ質問を四人の参考人の方にそれぞれ
お答えいただきたいと思います。私の方ではしば
らくお話をさせていただいて、二分か三分程度に
なるかもしれません、各参考人の方からお考え
をお聞かせ願いたいということです。

私の質問というのは、端的に、消費税の増税の
前にやるべきことがあるのではないか、これは私
の持論であります。そのことについて、各参考
人、どのようにお考えかということをお聞きいた
いと思います。

そもそも、この前の委員会でも私申し上げま
したが、平成二十三年、昨年の六月に、菅前総理の
もとで、社会保障と税の一体化とということを検討
していく、これが民主党それから内閣ということ
で決められたわけですけれども、このアプローチ
の仕方は私はおかしい、間違っているということ
直し、これをまずやらなきやならない。それは、
いたしたいと思いますが、社会保障こそ、逆に言
うと、歳出削減の大きなメスを入れるべき部分で
あると私は考えています。

社会保障を含めた歳出全般、その歳出全体の見
直し、これをまずやらなきやならない。それは、
単に今までの民主党や、あるいは、その皆さんに
は申しわけないですが、これまでやつてきたよう

い、あるいは維持したいということならば、もう
消費税の増税しかないでしようという、社会保障
と消費税の増税ということを二者择一のできな
い、二者で一つしか結論のないような、そのよう
な、まさに社会保障は聖域だから社会保障を
維持するため、あるいは、国民の皆さんに社会保障
を受けたいんだたら消費税の増税しかないと
ですよ、こういう切り口というかアプローチの仕
方は絶対におかしい、これを私は昨年の六月から
ずっと申し上げてきたわけです。

なぜおかしいかというと、私は昨年の暮れにど
うしてもこれが耐えられなくなつて民主党を離党
したわけですから、二年半前の民主党が国民
の皆さんに公約したこと、私は、全てそれを全部
実行できる、あるいはしなきやならないといいう
か、それは難しいこともあります。承知していま
すが、国民の皆さんにお約束したその基本になる
ことをまずやってから、しかも、消費税というの
は、そのときに四年間は上げませんよということ
まで言つたことを、実際にちゃんとお約束したこ
とを守らずに、逆に、約束していないこと、ある
いはしないと言つたことをやるということはおか
しい、しかも、その切り口が、社会保障と税の一
体改革という切り口で国民の皆さんに迫つていく
ということは絶対におかしいということを私は申
し上げたわけです。

社会保障といえども聖域ではありません。皆さ
んは社会保障といふと何か全てが聖域のように思
われますけれども、社会保障の中に相当の無駄が
あります。きょう、私は、そこを具体的に議論す
る時間もありませんし、十五分しか持ち時間があ
りますけれども、その議論はもし機会があればまた
いたしたいと思いますが、社会保障こそ、逆に言
うと、歳出削減の大きなメスを入れるべき部分で
あると私は考えています。

なそういう延長線上での歳出カットあるいは削減ということでは絶対にこれはできないのであって、もう思い切った統治機構の改編、組織の見直し、それを徹底的に行うことによって行政の中にある無駄を排除していく。これは、もう從来言われていることですけれども、行財政改革の徹底ということになるわけですが、思い切った統治機構の改編と組織の見直し、これが必要になります。これをまず徹底的に行うことによって歳出の削減を行つていく。

その次に歳入の見直しを行うということですが、参考人の皆さんはよく御存じのように、歳入というのは三つの要素から成っています。税と税外収入、そして公債金、借金です。公債金は財政規律の觀点から、できるだけこれをふやさない、あるいは減らしていくというのが、私はこれはもう当然あるべき姿だと思っていますが、その公債金を減らしていくことの前提に立てば、残りの税か税外収入、これを上げるしかありません。

まず、税外収入を上げる。例えば、政府が最近躍起になつてやつていますけれども、政府の保有株、郵政でありますとかたばことか、そういうところの保有株の売却だつて、もっと早く検討すべきだったと私は思っています。そのような税外収入を極力上げた後に、どうしても足らず前、これが歳出を穴埋めできないということであれば、そのとき初めに増税、税の議論になる。

案も、そことも全部兼ね合わせて徹底的に議論を本当に早く始めなければと思つています。

○豊田委員 まだ三分まで二分ほどありますので、一言締めを申し上げたいと思います。

私は、消費税の引き上げ、あるいは、もともと、導入され、一回引き上げがあつたわけです。が、これはもう大変なエネルギーが、もちろん今までに野田総理がそこへ全力を挙げてやつておられる、それは私はわかるんですが、それだけのエネルギーを、もう一つ、返す力でというような表現は不適当かもしれませんけれども、なぜ歳出の方の切り込みにそれだけのエネルギーを費やすのか。

私が長年おりました財務省、大蔵省でも、この増税、所得税や法人税の増税ではなくて、消費税の増税のときのエネルギーというのは本当に大変なものがあるわけです。だから、それを歳出カットの機会であり、国民の皆さん八割ぐらいの方は、消費税の増税をやる前にやるべきことがある、そういうアンケート調査が出ているわけですから、消費税への関心がこれだけ高まりつつあり、そして、消費税増税の前にやるべきことがある、そういう国民の皆さんの世論をバックに、まさに消費税を上げると同時に歳出のカットを行つていく、そこに野田総理が全力を尽くされるというのが私は本来の筋ではないかということを最後申し上げて、質問を終わります。

○中井委員長 これにて豊田君の質疑は終了いたしました。

次に、服部良一君。

○服部委員 社民党的服部良一です。

私も、きょうお見えになつた四人の参考人の方に御質問をさせていただきたいと思います。

私の質問は、今回のこの大綱が貧困・格差問題への回答になるのかという観点で質問をさせていただきます。

駒村先生の五ページの諸外国の年金改革への視

者保護の改善という観点を各國とも非常に重視されているということは、よく参考になりました。

それから、西沢先生の文章には、今回の改革案の最大の柱は消費税率一〇%への引き上げであり、社会保障改革は専らそのためのためであるというふうに書かれてあります。それから、細野参考人の年金の未納問題、これも払えるのに払っていない、これは税金で負担するから本人は損なんだよ、あるいは、減免措置があるから、こういう制度があるんですよ。だから、未納のゼロキヤンペーンをやつて、とにかく入らぬと損ですよといふことを言つた方がいいんじゃないかというふうに受けとめたわけです。

きょうの飯代、今月の家賃とかそういうことにも追われて、それは本当に払いたいけれども払えないという人が大勢おられるということも実態だと思います。私も、三十三年間機械メーカーにおいてまして、退職して国民保険に切りかえるとときに減免措置を出しましたけれども、三年が一年分になるんですね。ですから、そういう制度も含めいろいろあります。

以上です。

○西沢参考人 私は、二つほど申し上げますと、一つは非正規の問題。非正規の方は今、厚生年金、協会けんぽから、国民年金、国民健康保険になれ込んでしまつて。今回の一体改革素案を見ますと、私も十分ではないと思いますね。

例えば、非正規の方を厚生年金に拡大すると、いつたことも、当初、自公政権のときは二十万人程度の格差拡大で、それが限界だったわけです。というのも、厚生年金に適用拡大しますと、低い標準報酬で入れざるを得ないというか、入れてしめがんばつてなくしていくのか、セーフティーネットのほころびが埋まり、この制度が今の制度からこぼれ落ちている人にちゃんと手が届くのか、この大綱が本当に貧困・格差問題の回答になるのか、それをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○駒村参考人 一体改革に關する評価でございました。

ですから、私は、年金はもう一回つくり直しが、根本的に働き方にかかわらず、被用者であれば同じ年金に入れる制度に進むべきであると思います。そういう意味で十分ではないというの

いうメリットがあるということはきちんと御理解されなければいけないと思います。

ただ、その上で、今回の一体改革で社会保障給付の内容をよくよく見ますと、先ほどの免除については、先生おっしゃるように免除をもつと適用すべき制度にすべきだとは思いますけれども、そのほかの部分につきまして少しコメントいたしますと、低所得者に対する年金加算が一つある。

それから、高齢者医療への拠出金あるいは介護保険への拠出金、これも所得比例、応能負担のウエートを高めているという部分もあります。

そういう意味では、国庫の重点化という意味あるいは応能負担への切りかえというところが節々見えますので、そういう低所得者に対する、あるいは貧困・格差に対する対応というのは、十分ではないといふふうに評価しております。

以上です。

○西沢参考人 私は、二つほど申し上げますと、後期高齢者医療制度発足時に、全国の後期高齢者が、負担が上がるのか下がるのかよくわからなかつた。制度を始めて、初めて全国調査をしたという経緯もありますので、これは早目に調査してブレークダウンしていくべきであろうかと思いま

す。

○森信参考人 私も、この貧困問題というのは、我が国にとっては新しいこの十年ぐらいの問題で、これにきちんと対応していかなければいけないという認識は同じでございます。

ただ、そこからは若干私の意見なんですが、私は、単にそれでセーフティーネットを張りめぐらせて大きくすればいいという考え方には必ずしも賛同をしておりませんで、むしろ、例えば、イギリスで新しく労働党が政権をとったときに、セーフティーネットよりはトランボリンへというふうに言つたわけですが、第三の道ということでやつたわけですが、社会保障の中にインセンティブをやはり入れて、ますきちんと働ける人は働くようすべきだというふうな制度を導入したわけです

もう一つ、一体改革の大綱を見ますと、国民健康保険料について減免措置を拡大すると書いてあります。これにかなりの程度の予算を使うであります。ただし、確かに国民健康保険料は非常に重いですね。ただ、確かに国民健康保険料は非常に重いです。皆様も地元で若い方と話されると、重いといふ声を聞かれると思いますけれども、これは非常にいいことだと思います、一定程度の予算を使って減免するというのは。

ただ、どの程度、貧困・格差が改善されるかという御質問だったと思いますけれども、素案を見てもわからないんですね。というのも、予算措置をとつて、後で国民健康保険で各市町村がどのような保険料水準の設定、減免を設定するかというの、市町村に聞いてみないとわからないのですから、せっかく一定程度の予算を使つて国民健康保険料の減免措置を設けるわけですから、これははある程度市町村レベルにブレークダウンして、住民に説明できるようにした方がいいと思うんですね。思い起こしますと、二〇〇八年四月の後期高齢者医療制度発足時に、全国の後期高齢者が、負担が上がるのか下がるのかよくわからなかつた。制度を始めて、初めて全国調査をしたという経緯もありますので、これは早目に調査してブレークダウンしていくべきであろうかと思いま

ね、これが給付つき税額控除の一つでございますが。それで、オランダなども、そうやつて働いた人に少し給付を与えて、それで社会保険料のところを事実上相殺していくという形で未納を防いでいるわけですね。何かやはり、勤労という大きな自己実現の場をきちっと構築していくことが重要ではないかというふうに思います。

その関連で一つ思いますのは、日本の今社会保障は余りにも出口の方に金を使い過ぎている。例えば生活保護とか、そういった出口の方に金を使っているというような感じがしまして、むしろ、その入り口の、いかに若者が生活保護に陥らないように、未然に防ぐというところにもっとお金を使うべきじゃないか。

そういう意味でも、勤労税額控除という制度は有効活用できるのではないかというふうに考えております。

○細野参考人 一体改革への、弱者に対する評価という話ですよね。それがどこまで実現できるかわからないですけれども、今の日本は、税負担、保険料負担の水準に比べれば、駒村先生からお話をあつたように、今日本人が受けている社会保障制度というのはかなりしっかりと思っています。

ただ、より弱者に対して優しい制度ということ私も重要なだと思いますので、その意味で今、日本で高額療養費制度があつて、一般の所得の人間だとどんなにかかる一ヵ月四万円ぐらいで済むようになつてゐるんすけれども、低所得者の場合だつたらそれが低く設定されているわけですよね。それをさらにもうちょっと引き下げようと、いうアイデアも今回の一体改革案の中にきちっと出ていて、そういうものがより実現されにくよう方向に行けば非常にいい方向に行くのではないかかなというふうに私は考えております。

○服部委員 どうもありがとうございます。

質問を終わります。

○中井委員長 これにて服部君の質疑は終了いたしました。

次に、山内康一君。
○山内委員 みんなの党的山内康一と申します。
きょうは貴重な御意見をありがとうございます。

最初に、歳入庁についてお尋ねをします。

た。

西沢先生が配られた資料の中に、歳入庁は国税問題をさせていただきます。

ばいけないという理由は全くないと私は思いました。ドイツのように共同税というところもありま

すし、いろいろ工夫はあるかと思ひますので、まずはそのあたりから議論を始めていいって、それから将来的には歳入庁をどうするんだという問題に進めていくべきだと思います。

ただ、その場合、では税の企画立案をすること

ははどうするんだという問題があるうかと思いま

すので、この問題は少し時間をかけて議論してい

かざるを得ないのではないか。

とにかく、まず徴収の一元化ということを早々

能はかえつて中央集権にした方が国民の利便性が高まる機能もあるんじゃないかと思つております。

た。そういつた意味では、この西沢先生の御提言で、市町村の徴税事務まで歳入庁に入れるべきだ

というのは大変興味深く感じました。

この点について、駒村参考人、森信参考人、ど

のようにお考へでしようか。

○駒村参考人 歳入庁につきましては、国の歳入を全てここで行うという発想でございますので、私は進めるべきだと思います。

社会保険庁のうちの、今、年金機構ですけれども、徴収部分、それから国税庁の機能がまず中心

歳入庁導入のメリットというのはいろいろ考えられるんですけども、導入することでどれぐら

い例えれば予算が浮くとか、あるいは企業の側の負担が減つて、それによつてどれぐらいプラスにな

るか、そういう金額とか削減できる公務員の数と

か、そういうものを具体的に計算している機関

といふのがいらっしゃるんでしょうか。あるいは皆さんの相場観でどれぐらいの効果が、例

えば税収の徴収漏れが減るといふものも含めて、どれぐらい数量的にプラスがあるとお考えでしょ

うか。教えていただければと思います。

○駒村参考人 歳入庁は、国税庁に、今の年金機

構の徴収部分あるいは社会保険の徴収部分、労働

以上です。

○西沢参考人 山内委員のお尋ねになつたこの試算、日本ではありませんが、イギリスやアメリカでは行われているわけあります。

その際、注目に値しますのが、行政側のコストの削減だけではなくて、納税者側のコストの削

減、タックス・コンプライアンス・コストと言います。例えば、納税のための会計ソフト導入、納

税のための人員手当、納税のために役所に出向く時間などなどのもろもろを計算しますと、例え

ばアメリカですと、徴税事務、行政側にかかる

コストの何倍も納税者側は負つて、こう

いう計算なんですね。あるいは、近年イギリスは年金徴収機構と税の徴収機構の一元化を実現しま

したけれども、中小零細企業ほど納税事務負担が多い、こういう調査結果を政府当局みずからが出ておりります。

○山内委員 もう一度、歳入庁に関する質問をさせさせていただきます。駒村参考人、西沢参考人、森信参考人のお三方にお尋ねします。

歳入庁導入のメリットというのはいろいろ考えられるんですけども、導入することでどれぐら

い例えれば予算が浮くとか、あるいは企業の側の負

担が減つて、それによつてどれぐらいプラスにな

るか、そういう金額とか削減できる公務員の数と

か、そういうものを具体的に計算している機関

といふのがいらっしゃるんでしょうか。あるいは皆さんの相場観でどれぐらいの効果が、例

えば税収の徴収漏れが減るといふものも含めて、どれぐらい数量的にプラスがあるとお考えでしょ

うか。教えていただければと思います。

○駒村参考人 歳入庁は、各従業員が住んでる市町村そ

れぞれに情報をおさないといけない。こういった

ものも、徴収一元化すれば、一つの役所に出して

済むようになる。非常に大きなメリットがあると思われます。

○森信参考人 歳入庁に関しましてのそういう

こと

試算があるといふうには承知しておりません。

ただ、徴収一元化につきましては、やはりこれは

相当の効果を上げる上げるべきではないかとい

うふうにも考えてますし、番号を活用すれば相

当の行政削減効果が出てくるのではないかという

ふうに思つております。

それから、先ほど地方税の話を申し上げました

が、全ての地方税が全部徴収一元化するというの

ではなくて、やはり、地方分権の中には、

地方がみずから汗をかいて税金を徴収するところ

に地方分権の一つの意義があるというふうに思いますが、全ての地方税を一元化できるようなものは、法ではなくて、たゞ、一元化できるようなものは、法人事業税などについても、うまく一元化を進めていけば行政効率は上がるのではないかというふうに考えております。一部の自治体は、たしかそうやつて、自治体の中で集まつてやつているように伺っております。

以上です。

○山内委員 それでは、歳入庁を実際に実現するに当たっては、財務省も厚労省も嫌がつていると聞きます。

そこで、元大蔵省の森信先生お一人に聞きたいと思うんですけども、どういったプロセスで進めていますか? うまくいくかということと、先ほど来、試算というのはまだ存在していないということで、元大蔵省の森信先生お一人に聞きたいと思うんですけども、具体的に、歳入庁を導入したらこれぐらいのメリットがありますよという数字を示せば議論もしやすいし、説得力も増すと思うんですけれども、どういう形で試算をしていかばいいんでしょうか。その制度設計にもよると思うんですね。それで、お考えをお聞かせください。

○森信参考人 私は、先ほどから申し上げておりますが、歳入庁を即つくるということではなくて、まず徴収の一元化から始めてみて、そこで様子を見るべきだというふうに思つております。歳入庁の問題については、これは全く個人的な見解ですが、先ほどからちょっと申しましたが、税の企画立案機能をどうするんだ、執行の方に移すのか、あるいはそれは今の組織のままにするのか、そういった問題とか、大きな問題があると思います。税の企画立案も歳入庁の方に移しますと、歳入予算と歳出予算がばらばらになるとしまうというようなことも起きかねないと想いますので、そこは、十分メリット、デメリットをこれから議論して進めるべきだというふうに考えております。

○山内委員 最後に、細野参考人にお尋ねしま

す。社会保障教育に関して質問させていただきま

す。社会保障教育は大変重要なことだと思います。そのためには、最近いろいろな何とか教育がふえておりま

す。環境教育、防災教育、消費者教育、金融教育、いろいろな教育がどんどんふえていて、子供の負担といつか授業数の負担とともに、ほつてお

くとふえてしまいますから、どこかで工夫が必要だと思うんですね。

ですから、どうすれば社会保障教育をうまく、子供や学校の先生の負担をふやすにはめ込んで

いるのか。例えば、算数の応用問題の中にそういうのを入れるとか、今の教科書の書きかえをやつてわかりやすくするとか、いろいろな手があると思うんですけども、どうすれば子供や学校の負担をふやすには社会保障教育をきちんと実施していくことができるでしょうか。

○細野参考人 まず、社会保障教育は絶対に必要な負担をふやすには社会保障教育をきちんと実施していくことができるでしょうか。

○中島(正)委員 国民新党の中島正純でございま

す。本日は、参考人の皆様、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。社会保障と税の一体改革は二十四年度の予算審議において最も重要な一つだというふうに思つておりますので、私の視点から順次お伺いさせていただきたいといふうに思います。

まず、駒村参考人にお伺いしたいんですけども、この社会保障と税の一体改革の議論の前提として、現行の社会保障制度のどこに問題点があるのか、伺いたいと思います。

例えば、社会保障給付の半分以上を占めると言つたのか、伺いたいと思います。

例えば、社会保障給付の半分以上を占めると言つたのか、伺いたいと思います。

ただ、それも余り専門的なところまで行き過ぎると大変なところはあるので、だから、まず、一足す一は二ぐらの話で、未納がふえても、別に

いう話がます大きくあるんですね。

ただ、それも余り専門的なところまで行き過ぎると大変なところはあるので、だから、まず、一足す一は二ぐらの話で、未納がふえても、別に

いう基礎的な知識をきちんとまず教えること。

その後に、でも、国のあるべき論というのがあると思うんですね。それは、一足す一イコール二

という基礎がわかつた段階で、では、大きな政府を目指すのか、小さな政府を目指すのかというの

はいろいろ考え方があるので、そこはディベートが必要だと私は思つているんですけども。

その二段構えでどこまで効率化してできるのかというところを、まさに今、検討会の方で教材づくりをやつてある最中ですので、頑張つてやってみたと思います。

○山内委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○中井委員長 これにて山内君の質疑は終了いたしました。

次に、中島正純君。

○中島(正)委員 国民新党の中島正純でございま

す。本日は、参考人の皆様、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。社会保障と税の一体改革は二十四年度の予算審議において最も重要な一つだというふうに思つておりますので、私の視点から順次お伺いさせていただきたいといふうに思います。

まず、駒村参考人にお伺いしたいんですけども、この社会保障と税の一体改革の議論の前提として、現行の社会保障制度のどこに問題点があるのか、伺いたいと思います。

例えば、社会保障給付の半分以上を占めると言つたのか、伺いたいと思います。

ただ、それも余り専門的なところまで行き過ぎると大変なところはあるので、だから、まず、一足す一は二ぐらの話で、未納がふえても、別に

いう話がます大きくあるんですね。

ただ、それも余り専門的なところまで行き過ぎると大変なところはあるので、だから、まず、一足す一は二ぐらの話で、未納がふえても、別に

いう基礎的な知識をきちんとまず教えること。

その後に、でも、国のあるべき論というのがあると思うんですね。それは、一足す一イコール二

という基礎がわかつた段階で、では、大きな政府を目指すのか、小さな政府を目指すのかというの

は各いろいろ考え方があるので、そこはディベートが必要だと私は思つているんですけども。

その二段構えでどこまで効率化してできるのかというところを、まさに今、検討会の方で教材づくりをやつてある最中ですので、頑張つてやってみたと思います。

○駒村参考人 現行制度の課題としましては、やはり圧倒的な財源不足が今起きていて、それを全

部国債等、次の世代にツケを回しているということがあります。

もう一つは、高齢者の給付に偏つております。

ただ、もう少し欲を言いますと、一般会計から三十兆円もの国費を出すという社会保障の財政構

造 자체を見直すべきであると考えています。とい
うのも、今の社会保険の各法律は、支出の一定割
合を国庫が負担するという構造になつておりま
す。これは、社会保障費が伸びて税収が伸びない
中では、サステナブルであるとは考えにくいも
のがあります。

ですから、社会保障と税の一体改革と真に銘打つのであれば、各社会保険法の国庫負担の項目自

体を見直すべきであるというふうに考えておりま
す。

で、逆に議論が拡散してしまつて、国民の皆様に説明しにくくなつたという面があるのでないかと危惧をしております。本来、この新年金制度にかかる部分は別に掲げるなどして、議論の対象が現行制度の改善であるということを明確にした方がもっとわかりやすかつたのではないかなどといふふうに思つております。

細野参考人に、政府の社会保障制度そのものに関する説明のあり方も含めまして、御所見をお伺いいたします。

○中島(正)委員 ありがとうございました。
○中井委員長 これにて中島君の質疑は終了いたしました。

次に、松木けんこう君。

○松木委員 新党大地・真民主の松木けんこうと申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
年に一兆円近くの社会保障費がふえていく、消

とがほとんどであるというふうに思つております。それでもやはり消費税を上げるのが先の方が多いんでしょうか。

というのは、切り込む、カットする、これはやはり結構大変だと思うんですよ。我々も、例えは陳情を受けて、これを減らしてくれという陳情は余りありません、何とか予算をとつてくれ、何とかしてくれ、こういう話がほとんどなんです。ということは、一体でと言いますけれども、私は、やはり先にやることをやつて、それから消費税といふことをつぶつと、少しけれども、吉井、

○松木委員 新党大地・真民主の松木けんこうと申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。年一兆円近くの社会保障費がふえていく、消費税を上げなくてはいけない、持ったなしである

かしてくれ、こういう話がほとんどなんですか」ということは、一体でと言いますけれども、私は、やはり先にやることをやって、それから消費税という方に入つて、いかないと、結局、改革という方

したが、実は、自民党時代は歳出歳入一体改革という言葉でずっと議論してきましたね。ところがそれが、そうすると、歳入と歳出、一体的じゃないじゃないかということもありまして、今は

○細野参考人 おっしゃるとおりだと思います。
与謝野さんが、今回、社会保障と税の一体改革をまとめた責任者として言っていましたけれども、与謝野さんがその後に週刊社会保障という社会保障の専門誌で、民主党のその案に盛り込んで

民主党は、鳩山さんが、四年間は消費税を増税
自民党的の方々が言つっていました。今は民主党の方
以上前から私は聞いていたんですよ、実は。昔は
という言葉があります。これは、少なくとも五年
が言つています。

がなかなかできないで終わってしまうんじゃないかな、こういう危惧を持つているんですね。デフレ下で消費税を上げるのはやめた方がいいという話もありますし、あるいは、ギリシャのようになつてはいけないと言つたどこかの前首相で

なんですが、私流に変わった意味を問いますと、税も社会保障も同じく、国民の所得を再分配する手段なんですね。税制でやるか社会保障でやるか、それはいろいろあるわけで、そこをうまくつなげるのが税と社会保障一体改革だというふうに思いました。

だのはもう記念碑ぐらいのもので、実質的には今
の現行制度の補修、だから、本当に普天間と同じ
ような感じでもとどおりみたいな状況になつてい
るというふうなことはおっしゃっているんですね。私も、委員として参加していた印象でも、そ
のような形で思っています。

しない、そう言いました。しかし、それは消費税をずっと上げないと言ったわけではありません。その四年間でやることを一生懸命やろうよ、その後考えようよ、こういうふうに実は私は理解しています。国會議員の定数の削減、公務員の総人件費の二割カット、あるいは特別会計の見直し、そして里親会計というのはもうな、つか、これらの利用

すね、こんなのは軽い言葉です。こんなこととか、今上げないと日本はすぐにでも破綻するんじゃないな話がどうもあるような気がするんですけど、れども、本当にそんなんでしょうか。私は、それをしても理解ができないんですね。

まずははりやることをやってから、それからやつこくが実効力が出て、もんじゃないか、こう

も、これまでの経緯とかを考えていったときに、結局、常に民主党の側は、自分たちの具体案がない、それについて具体的に議論しない限り一步も前に進まないというふうに、その論理でずっとこれまで来て、こなすがちうので、だからこそ、ま

して地蔵院といふのになると、かしのむ。これをも利用できるんじやないか、こういう話もありました。あるなら利用しよう。天下りもやはり禁止していくべきやいけないんじやないか、こういう話もしました。そして、二重行政・三重行政はないのま、二重行政・三重行政はいなやな、といふ

やつが力がなければどうでもいいんだ。しかし、こういうふうに私は考えておりますけれども、それぞれの参考人の皆さん、いかがでしようか。これでは、民主党も頑張っているんですよ、新しい切り口も出てきているんですから。でも、やはりることを先にやつて行きが良かうが、そこで未だ

〇中島(正)委員 ありがとうございます。
私は、税・社会保障一体改革の本当のあるべき姿
遂行することができる。そういうものをインセン
ティブにして失業も貧困も克服していく、そ
ういった制度、こういうものを入れること自体が、
ではないかというふうに思っております。

われまで来ていた経験があるのです。だからこそ、まずは本当に民主党案というものを、六月ぐらいに期限をきっちりと区切つてしまつて、その期限を担保してくださるのはまさに国会議員の皆さんだと思うんですけれども、ちゃんとその期限を決めつて、そこまでにちゃんと出してもらう。

が
これがわざとやったのか、たぬかないが
こういう話もしました。

そして、民主党の中から新たなものも出ていました。村井宗明君という衆議院議員が、競り下げ方式というのを考えました。イギリスの方では、これで十数%の公共調達のお金を削減したそうです。日本でも少しやっている。それで、一七%で

○駒村参考人　先生のおっしゃるとおり、まだ特会改革も含めてやることはたくさんあるが、こういうふうに思ひます。

続きまして、細野参考人にお伺いしたいと思います。

は、恐らくそこの現行制度のものに行き着いて、ようやく国民の理解もはつきりしてくると思うんですね。そこで、民主党がまだよくわからない状態のものを抱えているからいろいろ焦点がぼやけているところはあると思いますので、そういうた

したか、下げる事ができたそうです。しかし、これをやっているのもほんの一部なんですね、実は。

ですから、これは、言つたことをやっているのかなと思つたら、残念ながらまだやっていないこ

たが、一方では、社会保障給付、あるいは公務員の人員についても、既に公務員の人員は恐らく先進国でも最も少ない部類に入っているのではないかと思ひます。あるいは、障害者福祉あるいは子供向けの給付も、これは現物給付の部分で

卷之三

二

ござりますけれども、先進国でもかなり低いレベルであるということもありまして、本当はもっと

を出した方がいいかなと思つております。

例えば、消費税換算でいつたときに、今、成長が大事だ、成長があれば消費税の増税が要らない

○中井委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

かかる部分もまだあるかと思います。
やるべきことを先にやっていただきたいという

ように、歳出削減が必要だということにつきましては全く同感でございます。ただ、やはり同時に

例えば、消費税換算でいったときに、今、成長が大事だ、成長があれば消費税の増税が要らないという論もあるとは思つんすけれども、それは僕は違つてゐると思つて、例えば、既に内閣府が

○中井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

のは、私もそう思います。ただ、これも先ほど先生から御指摘ありましたけれども、国債残高がや

やるべきじゃないかというふうに考えておりま
す。

例えば、消費税換算でいったときには、今、成長が大事だ、成長があれば消費税の増税が要らないという論もあるとは思うんですけども、それは僕は違っていると思って、例えば、既に内閣府が実際に試算していますけれども、三%台で成長を仮に続けていたとしても、二〇一五年度までに消

○中井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

はり一千兆円まで来てしまうと、これを何とか国
内の家計資産で購入している状態でござりますけ
れども、あと二百兆とか三百兆しか余裕はなく、
かなりの部分外資も買い始めてきて、外資も
かなりさまざまなもの posicion をとり始めていると
いうふうにも聞いておりますので、一方で時間的
制約もあるかと思いますので、同時にやっていた
だくということしかないのかと思つております。

○西沢参考人 私も、委員御指摘のとおり、行政や政治家の先生に対する国民の視線というのは非常に厳しいものがあると思います。

たた 一方で 私は、すぐに消費税を 今回の
一体改革はきちんと結論を出して上げる。それは
たかだか一〇%ですのと、その次でぜひ先生の
おっしゃったプランとともに行政と政治家の先生
の改革をしませんと、例えは、今回、年金の国庫
負担の三分の一から二分の一へ引き下げ原案を

かた 一方で 気をつけておいたいといふ 話語
にては、無体取扱いの如くは承入ご終づらぬ、

長が足りなくて一七八パーセントになるのかどうか、ころは、実際その経済政策次第だとは思うんです。ただ、そこに至るところで、では、本当に全部消費税でやるのかどうか、そこは大いに議論があつて、それは、無駄の削減でこここの部分は済ませて、何とか一五で落ちつけるんじやないかといふ話が具体的にできると思うんですね。

だから、そういうふうな形で、ちゃんと明確なもの、ルール、国際公約があるわけなので、そこにはのつとつた形で、個別具体的に議論していく、その数字を結んで、そこそこ重要な

それでは、議事の順序について御説明申し上げます。

まず最初に、参考人各位から一人十五分程度で御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。委員の質疑時間は限られていますので、お答えはできるだけ簡潔明瞭にお願いいたします。

なる、会のところ申上げます、発言の祭はそ

トヨタですら、無駄というものは永遠に常に出でてきてしまう。まことに、日本は、

長が足りなくて一七八パーセントになるのかどうと
ころは、実際その経済政策次第だとは思うんで
す。ただ、そこに至るところで、では、本当に全
部消費税でやるのかどうかは大いに議論が
あつて、それは、無駄の削減でここのは済ま
せて、何とか一五で落ちつけるんじやないかとい
う話が具体的にできると思うんですね。
だから、そういうふうな形で、ちゃんと明確な
もの、ルール、国際公約があるわけなので、そこ
にのつとつた形で、個別具体的に議論していつ
て、その数字を詰めていくことが重要なん
だと思います。

○中井委員長 これにて松木君の質疑は終了いた
しました。

では、議事の順序について御説明申し上げます。それでは、議事の順序について御説明申し上げます。まず最初に、参考人各位から一人十五分程度で御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。委員の質疑時間は限られておりますので、お答えはできるだけ簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、念のため申し上げますが、発言の際はその都度委員長の許可を得ることとなつております。また、衆議院規則の規定により、参考人は委員に対しても質疑することはできないこととなつてあります。

七十四歳の方の自己負担が二千億、七十五歳以上の方の保険料負担に千億近くですか使って、これもきちんと財源の裏づけがあるとも限らない中で、これはどうしてもやめたいという強い気持ちがあります。

でやっているわけですね。だから無駄かな
くなつてから増税という話だと、一生増税しない
で終わってしまうということになつてしまふの
で、その辺は、そういう現実をわかりながら両輪
で進めていくことが大事だと思っています。

以上をもちまして午前の参考人に付する質疑は終了いたしました。

ですから、例えば、政治家の先生が、基礎年金を六分の一カットします、そのかわり消費税は上げませんというなら、私はまだ話はわかるんですけれども、多分そこまで政治も国民も成熟していないような気がいたしますし、市場の状況もいつどうなるかわからない中で、ここはきちんと結論

ただ、そこでもう一つ大きな基準をやはり持たなくちゃいけないと思うんですけれども、それは、先ほどもお話ししたように「二〇二〇年までに日本はプライマリーバランスを黒字化する」ということを国際公約しているので、そこで具体的な目標の数字が出ているわけですね。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時開議

たびは、貴重な機会をお与えいただきました、光栄に存じます。

本日は、平成二十四年度予算案に関連する我が国の経済、この問題に関して、日ごろ感じておりますことを率直にお話し申し上げたいと思います。

平成二十四年九月十一日印刷

平成二十四年九月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F